

行政文書公開決定通知書

3 財 資 第 3 号  
令和 3 年 4 月 30 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年4月20日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	起債届出書 (2020 年度発行分)		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和3年 4 月 30 日	午前 時 午後 時 以降
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
備 考	<決定を行った所管課・公所> 財政局財政部資金課 TEL 052-972-2309		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

[財地・財公・財営・**財準**] 扱い

2財資第54号  
令和3年2月3日

総務大臣 様

名古屋市代表者  
名古屋市長 河村 たかし

令和2年度観光その他事業債の起債に係る届出について(届出)

標記について、地方財政法(昭和23年法第109号)第5条の3第6項の規定により届け出ます。

令和2年度 観光その他事業起債計画書

(単位:千円)

団体(組合)名	名古屋市中区本丸1-1		人口	2,328 千人		新設
	名古屋市中区本丸1-1	愛知県名古屋市中区本丸1-1				
事業名	組合構成団体名		人	口		年度
	名古屋市中区本丸1-1	愛知県名古屋市中区本丸1-1				
事業内容	名古屋城天守閣の整備		本年度計画	本年度計画		単年度
	起工完成年度	28年度		前年度以前施行分	本年度計画	
事業内容	補助分		補助分	補助分		補助分
	金額	単独分		金額	金額	
事業内容	補助分		補助分	補助分		補助分
	金額	単独分		金額	金額	
事業内容	補助分		補助分	補助分		補助分
	金額	単独分		金額	金額	
対象内	○基本・実施設計 ○現天守解体工事 ○天守閣木造工事 ○石垣工事 等	50,500,000	5,837,197	89,000 100,000 43,074	44,430,729	44,430,729
		50,500,000	5,837,197	232,074	44,430,729	44,430,729
対象外	小計					
対象外	小計					
対象内	合計	50,500,000	5,837,197	232,074	44,430,729	44,430,729
対象内	国庫支出金					
対象内	起債	49,890,000	5,429,000	231,000	44,230,000	44,230,000
対象内	一般財源	4,830	3,027	1,074	729	729
対象内	県支出金					
対象内	分担金・負担金					
対象内	他会計繰入金	605,170	405,170	0	200,000	200,000
対象内	合計	50,500,000	5,837,197	232,074	44,430,729	44,430,729
事業概要	再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や耐震性の確保など様々な課題が顕著化している名古屋城天守閣について、建替整備を行うもの。 1 事業名:名古屋城天守閣の整備 2 事業位置:名古屋市中区本丸1番1号 3 総事業費:505億円 ・基本設計、実施設計 ・仮設工事、解体工事、本体工事、石垣工事等 4 事業期間:平成28年度~令和13年度					
事業概要	・文化庁文化審議会 ・文化庁文化審議会 ・国庫補助負担金の内容					
事業概要	・公営企業形態で行う必要性 ・名古屋城天守閣は特別史跡内にあり、その文化的価値を鑑み自治体による整備を行うが、有料公園として入場料を徴収しており、料金収入による収支を前提としているため。 ・民間との競合状況 ・別紙参照 ・特別会計の設置年月日:平成29年3月					

通常収支分

書

届 変 更 届 出

起 債

地方公共団体名 名古屋市長

地方債計画区分 事業	起債の 事業 の 目 名	起債対象 的 事業 費	左の財源内訳		充当率 (%)	起債 出 額	債 起 の 方 法	借 入 条 件			資 金 区 分		同 意 等 基 準 の 関 係	備 考	
			庫 支 出	其 他 財 源				地方債	一般財源	借入先	年 利 率 (%)	償還年限			左のうち 据置期間
観光その他事業	観光その他事業 (建設改良/観光施設(その他施設))	232.1		231.0	1.1	231.0	証券発行	市場公債	5.0%以内	40年 (35年-1年 間)		231.0		同意相当	名古屋市長 閣の整備 ○予算議決日 令和2年3月17 日 ○借換予定⑥ その他(別紙 のとおりに)借換 期において漸 進一括方式又 は定時償還方 式を選択する ○「証券発行 の場合におい て、発行価格 が額面金額を 下回るときは、 その発行価格 差額を埋め るために必要 な金額を起債 出額に加えた 金額に引き 加えて発行でき るものとする」
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
					0.0	#DIV/0!									
合	計	232.1	0.0	231.0	1.1	231.0						231.0	0.0		

備考

- 申請の内容に於し、標題の「届出」又は「変更届出」のいずれかに○を付けること。また、届出と変更届出を同時に行おうとする場合は、起債届出書と起債変更届出書を別件とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証券発行(債券、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合においては、年限の下に( )書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
- 償還年限の欄には、地方債を起し、又は起こそうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
- 年利利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合は、備考の欄に「利率見直し」と記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換金を予定している場合は、備考の欄に「借換」と記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に( )書で「利率見直し」と記載すること。
- 同意等基準との関係の欄には、協議をしたならば同意等基準に照らして同意されることが認められるかどうかについての意見を記載すること。また、同意されることが認められないとの意見の場合には、その理由も記載すること。
- 当該届出に係る地方債の予算議決日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
- 借換を目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 起債の変更届出を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に( )書で記載することとし、変更届出を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

別紙

地方公共団体名 名古屋市

減債基金積立の方法

種類	積立方法	借換時償還割合		
		1回目	2回目	3回目
⑥ その他 3%償還 (通算40年の場合)	当初借入額に対し年3%ずつ積立 1回目: 4年据置、3% × (20年-4年(据置)) 借換時に当初借入額の2%を上乗せして償還 2回目: 4年据置、借換額(当初発行額の50%)の6% × (20年-4年(据置)) 最終償還時に残額を上乗せして償還	50%	50%	

起 債 協 議 書  
届 出 許 可 申 請

地方公共団体名 名古屋市

(単位:百万円)

年間起債予定額		決算の状況等		
地方債計画事業区分	起債予定額	実質赤字額の状況		
【通常収支分】		実質赤字額(A)	赤字限度額(B)	(B)-(A)
1 公共事業等	11,524.0	-	16,171	16,171
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	5,356.0			
3 公営住宅建設事業	3,889.0	実質公債費比率(%)の状況		
4 災害復旧事業	0.0	年度	各年度ごとに得た数値(%)	
5 学校教育施設等整備事業	9,714.0	H29	8.7	
6 社会福祉施設整備事業	895.0	H30	8.6	
7 一般廃棄物処理事業	2,259.0	R1	7.5	
8-1 一般補助施設整備等事業(一般分)	259.0	実質公債費比率	8.2	
8-2 一般補助施設整備等事業(特別転貸債分)	245.000	連結実質赤字比率(%)の状況		
9 施設整備事業(一般財源化分)	245.0			
10 一般事業	19,243.0	将来負担比率(%)の状況		
11 地域活性化事業	1,213.0			
12 防災対策事業	0.0	公営企業における資金不足比率(%)の状況		
13 地方道路等整備事業	7,629.0	事業名	資金不足比率(%)	
14 旧合併特例事業	0.0	交通事業(鉄道事業)	15.4	
15 緊急防災・減災事業	4,407.0			
16 公共施設等適正管理推進事業	2,896.0			
17 緊急自然災害防止対策事業	360.0	地方債の元利償還金の支払遅延の状況		
18 緊急浚渫推進事業債	0.0	有	無	
19 辺地対策事業	0.0	支払遅延のおそれのあるものとしての指定の状況		
20 過疎対策事業	0.0	有	無	
21 公共用地先行取得等事業	826.0	協議をしなかったこと等による指定の状況		
22 行政改革推進	0.0	有	無	
23 調整	0.000	虚偽記載等による指定の状況		
24 臨時財政対策債	8,610.000	有	無	
25 退職手当債	0.000	標準税率未達の状況		
26 国の予算等貸付金債	1,092.0	有	無	
27 減収補填債	4,106.0	備	考	
28 猶予特例債	0.0			
29 水道事業	3,500.0			
30 交通事業	37,696.0			
31 病院・介護サービス事業	3,374.0			
32 市場事業・と畜場事業	733.0			
33 地域開発事業	36.0			
34 下水道事業	25,000.0			
35 観光その他事業	231.0			
合 計	155,338.000			
うち普通会計分	91,225.000			
公営企業会計等分	64,113.0			

備考 連結実質赤字比率(%)の状況、将来負担比率(%)の状況の欄については、届出を行う場合のみ記載すること。

# 届出団体調査表

都道府都	名古屋市
指定	名古屋市
担当課名	観光文化交流局総務課
担当者名	久山
電話番号	052-972-3106
事業名	観光その他事業

団(組合)名	会計名	運用要綱第一の一の4の区分				(オ)資金不足比率 (%)		(カ)実質公債費比率 (%)	
		(ア)赤字事業	(イ)新規事業	(ウ)準建設改良費	(エ)建設改良費等以外	平成30年度決算	令和元年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算
名古屋市	名古屋城天守閣特別会計					—	—	9.4	8.2

- (注)この調査表は、届出による起債予定がある全ての団体において提出すること。
1. 事業名については、地方債計画上の事業区分を記入すること。
  2. 団体(組合)名等を記入し、(ア)から(エ)の項目に該当する場合は、該当箇所に○印を記入すること。
  3. (オ)地方財政法上の資金不足比率、(カ)実質公債費比率については、以下の数値を記入すること。  
 決算未提出期間……平成30年度決算に基づき数値のみ記入(令和元年度決算の欄には「未提出」と記入)  
 決算提出後……平成30年度決算及び令和元年度決算に基づき数値を記入  
 資金不足比率については、資金不足額が発生していない場合は「—」を記入すること。  
 なお、法適用企業については、地方公共団体の長への決算提出期限が一般会計等と異なることから、資金不足比率は前年度決算、実質公債費比率は前々年度決算に基づき数値により許可の要否等を判断する場合もあるため留意すること。
  4. (ア)から(エ)に該当する場合、各事業により提出書類が異なるため留意すること。
  5. 一部事務組合等については、全ての構成団体の(カ)実質公債費比率を別紙(様式自由)に記入し提出すること。
  6. 届出による起債予定が無い場合は、作成の必要はありません。

## 民間との競合状況調

団体名： 名古屋市長

1. 事業概要	2. 周辺の民間施設の状況	3. 民間事業者との協議状況
<p>再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や耐震性の確保など様々な課題が顕著化している名古屋城天守閣について、建替整備を行うもの。</p> <p>1 事業名：名古屋城天守閣の整備 2 事業位置：名古屋市中区本丸1番1号 3 総事業費：505億円 ・基本設計、実施設計 ・仮設工事、解体工事、本体工事、石垣工事等 4 事業期間：平成28年度～令和13年度</p> <p>なお、当該事業については、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事であることから、民間ノウハウを活用し工期・工程・概算事業費を明らかにするために「技術提案・交渉方式」を採用した。</p>	<p>2. 周辺の民間施設の状況</p> <p>県内において、歴史的、文化的意味の高い民営の城郭施設はない。 また、名古屋城天守閣は国の特別史跡内にあり、その文化的価値を鑑み自治体による整備を行うものである。</p>	<p>3. 民間事業者との協議状況</p> <p>特に協議は行っていない。</p>

(注) 1. 観光施設事業及びその他の事業により整備する施設が、民間と競合し又は競合しうる場合について記入すること。「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)参照  
2. 民間施設と競合しないことを証する書面等がある場合は、当該書面等を添付すること。



「令和 2 年度地方債同意等基準運用要綱」  
別紙 1 の 1(2) に定める算式により算定した値

1. 団体名及び会計名（第三セクター等名）

名古屋市名古屋城天守閣特別会計

2. 事業区分

観光施設事業

←ドロップダウンリストから選択して下さい。

3. 新規事業等の実施状況

①事業開始年度

平成 28 年度

②起債開始年度

平成 28 年度

③事業実施形態

公営企業

←ドロップダウンリストから選択して下さい。

④当該事業に係る起債予定額の総額

49,890,000 千円

⑤標準財政規模

646,827,243 千円

⑥算入公債費等

73,509,393 千円

⑦実質公債費比率

8.29 %

⑧「令和 2 年度地方債同意等基準運用要綱」別紙 1 の 1(2) に定める算式により算定した値 (④ / (⑤ - ⑥) + ⑦)

16.99 % < 25 %

↑ ④～⑦に数字を入れると、自動入力されます。

【留意事項】

●色塗りセルに、必要事項を入力して下さい。

●「新規事業」には、以下のような場合を含みます。

・新たに企業会計を設置し事業を開始する場合

・既存の企業会計において、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合

【具体例】

新規に事業を施工する地区が生じる場合（内陸・住宅）

新規に収益が発生する施設を建設する場合（観光施設）

既存施設の規模の概ね150%を超える増改築を行う場合（観光施設）

●3④「当該事業に係る起債予定額の総額」については、単年度の起債予定額ではなく、事業計画全体における総起債額（償還時の特定財源を除く。）を用いて下さい。

●公営企業ではなく、法人格を別にして新規事業等を実施する場合、3③の「事業実施形態」欄で「別法人（第三セクター等）」を選択するとともに、3④の「当該事業に係る起債予定額の総額」欄には当該事業に対する出資金債・貸付金債・補助金債に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）及び損失補償契約に係る債務の合算額を用いて下さい。

●3⑤「標準財政規模」は前年度の値を用いて下さい。

●3⑥の「算入公債費等」欄には、実質公債費比率の算定の際に算出することとなる、地方財政法第 5 条の 3 第 4 項第 1 号の「算入公債費等の額」を記入して下さい。

●原則として、新規事業については、当該算定値が 25% 未満の規模の事業に限り、同意又は許可を行うこととしているので、ご留意下さい。

第 4号様式 (第 4条関係)

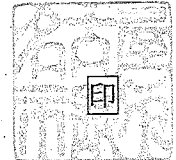
行政文書非公開決定通知書

3 財資第 3-2 号  
令和 3 年 4 月 30 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年4月20日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	総務省から受領した、仮に協議したならば同意が認められない場合、その旨通知
公開しない理由	請求に係る通知は、総務省から受領していないため取得しておらず、文書が存在しないため非公開とします
備考	<決定を行った所管課・公所> 財政局財政部資金課 TEL 052-972-2309

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書非公開決定通知書

3 観名保第 15 号  
令和 3 年 4 月 28 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 4 月 20 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約に基づく、支出命令書 (令和 2 年度分)
公開しない理由	請求日時点で作成しておらず、文書不存在のため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488  ※請求に係る行政文書については、今後 1 年以内に作成する予定です。公開を希望する場合は、当該時期以後、新たに公開請求が必要となります。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。